

令和6年度における完成用部品の指定申請への対応方針

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室

令和6年度における完成用部品の指定申請への対応方針

- 令和6年度の完成用部品の指定申請に向けては、第63回補装具評価検討会(第I類)(R6.1.25)にて、議論いただいたことを踏まえて、事務局において、以下のとおり方針を整理した。
- 今後、事務局において、当方針に沿った具体的な対応を作成し、次年度の補装具評価検討会にて議論することとしたい。

番号	審査の段階	事項	令和6年度の対応方針
1	①申請の受付	形式的な要件を具備していない申請の取扱い	当該申請については、事務局において整理した上で、検討会に報告することとする。
2	①申請の受付	上記のうち、フィールドテストの要件である、3症例を満たすことができない理由として希少な症例に用いるとされているものの取扱い	なお、フィールドテストの要件を具備できないような希少症例に用いるものについては、完成用部品ではなく、その部品を用いた補装具自体を特例補装具として取扱うこととし、検討会に報告する。
3	①申請の受付	過去に不合格となった申請が、内容の更新、変更がないにもかかわらず、再度、申請があった場合の取扱い	
4	①申請の受付	本来、告示価格により算定すべきものが、完成用部品として申請されるものの取扱い	当該申請については、告示価格により算定するものとして、検討会に報告することとする。
5	②審査	外注品(※)の取扱い (※)事業者が、他の事業者等に製作要素にかかる採寸データ等を提供し、製作させるもの。	外注品については、原則として、継続申請を含めて認めないこととする。 ただし、完成用部品と製作要素が一体となったもの(例. コスメチックグローブ)については、例外的に認める。

番号	審査の段階	事項	令和6年度の対応方針
6	②審査	フィールドテスト実試用日数90日間の要件における1日の使用時間が定められていないことへの取扱い	事務局において、引き続き方針を検討する。
7	③価格の決定	申請者が補装具事業者でもある場合の申請の取扱い *P.3の(別添)を参照。	補装具事業者が完成用部品の申請者になっている場合には、自社で当該完成用部品を使用する場合の価格として、サプライヤーの利益及び流通経費を除いた価格についても申請させることとする。
8	③価格の決定	申請者がサプライヤーでもある場合の申請の取扱い *P.3の(別添)を参照。	申請者がサプライヤーでもある場合には、メーカーの利益及び流通経費を除いた価格を申請させることとする。
9	③価格の決定	完成用部品にかかる利益率が、申請事業者により異なることへの取扱い	事務局において、引き続き方針を検討する。
10	③価格の決定	加工が必要な完成用部品における加工費の算定	

申請者の違いに応じた価格算定の必要性

(別添)

※赤字囲みが完成用部品の申請者。

【一般的な場合】



メーカー



サプライヤー



補装具事業者

2回分の流通経費、メーカー及びサプライヤーの利益を含めた完成用部品価格を設定。

【申請者が事業者で、事業者が完成用部品を使用する場合】



メーカー



サプライヤー



補装具事業者

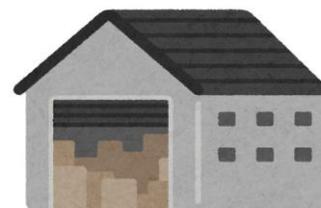
〈令和6年度の対応方針〉

流通経費は不要、サプライヤーの利益も不要とした完成用部品価格の設定が必要。

【申請者がサプライヤーの場合】



メーカー



サプライヤー



補装具事業者

〈令和6年度の対応方針〉

1回分の流通経費とサプライヤーの利益を含めた完成用部品価格の設定が必要。